



子どもたちの「しあわせ」を願って

～「児童虐待」と「青少年の問題行動」の減少を目指して～

◇◆◇袋井市教育委員会◇◆◇

袋井市では、子どもたちの健やかな心の成長を目指し、家庭児童相談所など様々な機関を設け、児童・生徒を取り巻く環境を整えています。昨今、全国では児童虐待における痛ましい事件が増加の一途をたどっています。全国の児童相談所における児童虐待相談の対応件数も16万件近くあるのが現状です。令和元年6月には児童福祉法等の改正法により体罰がゆるされないものであることが法定化され、令和2年4月1日から施行されました。これらの要因の一つとして早期発見および保護者に対する相談が十分ではないことがあげられます。

また、青少年の問題行動発生件数も、依然として相当数に上っており、問題行動の表れも刻々と変容しています。学校では、このような変化への対応に努める一方で、「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした姿勢を大切にしながら問題行動の改善に向けて取り組んでいます。

新年度にあたり、以下のことをお知らせしますので御理解、御協力をお願いいたします。保護者と地域、学校が手を取り合い、子どもたちの健やかな成長を見守っていきましょう。

■ 虐待が疑われる場合は福祉関係機関に連絡することがあります

- 1 学校で、子どもに不自然なあざやケガを発見し、児童虐待の疑いが考えられるケースでは、保護者の同意を得ずに、福祉機関に連絡し、連携を図って対応します。
- 2 ケースによっては、児童相談所が子どもを一時保護する場合があります。

■ 問題行動の解決に向けて警察と連携することがあります

- 1 学校が把握した子どもの問題行動が、触法行為（法律に触れる行為）や^{くほん}虞犯行為（将来、罪を犯したり、刑罰法令に触れたりするおそれがある行為）だった場合、保護者の同意を得ずに、警察等関係機関と連携して指導を進める場合があります。
- 2 学校の内外を問わず、子どもの問題行動が、大多数の子どもに被害を与えたり、大幅に公共の福祉を損ねたりする場合、保護者の同意を得ずに、警察等関係機関と連携して指導を進める場合があります。

